

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年3月17日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変 更	現 行
<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和3年11月19日（令和4年<u>3月17日</u>変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p> <p>目次（略）</p> <p>序文（略）</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 （1）新型コロナウイルス感染症の特徴 新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和3年11月19日（令和4年<u>3月4日</u>変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p> <p>目次（略）</p> <p>序文（略）</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 （1）新型コロナウイルス感染症の特徴 新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。</p>

(略)

- ・ オミクロン株については、国内外の報告から感染・伝播性の増加が示唆されており、デルタ株に比べて世代時間、倍加時間や潜伏期間の短縮、二次感染リスクや再感染リスクの増大が確認されており、感染拡大のスピードが極めて速い。国内においても感染例が急増し、全国的にオミクロン株にほぼ置き換わったと考えられる。また、飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾルによる感染が多く、子供が感染しやすくなっており、学校等での感染に加え、家庭に持ち帰り、家庭内で感染が拡大する事例が見られている。まず軽症者の数が急激に増加し、併せて中等症者も一定程度増加し、その後、高齢者に伝播し、重症者数、入院者数も増え医療全体がひっ迫し、更に社会機能の維持も困難になってくることも懸念される。また、ワクチン接種や自然感染による免疫を逃避する性質が示唆されており、ワクチン2回接種による発症予防効果がデルタ株と比較してオミクロン株への感染では著しく低下するものの、3回目接種により

(略)

- ・ オミクロン株については、国内外の報告から感染・伝播性の増加が示唆されており、デルタ株に比べて世代時間、倍加時間や潜伏期間の短縮、二次感染リスクや再感染リスクの増大が確認されており、感染拡大のスピードが極めて速い。国内においても感染例の急増と、オミクロン株への置き換わりが確認されている。また、飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾルによる感染が多く、子供が感染しやすくなっており、学校等での感染に加え、家庭に持ち帰り、家庭内で感染が拡大する事例が見られている。まず軽症者の数が急激に増加し、併せて中等症者も一定程度増加し、その後、高齢者に伝播し、重症者数、入院者数も増え医療全体がひっ迫し、更に社会機能の維持も困難になってくることも懸念される。また、ワクチン接種や自然感染による免疫を逃避する性質が示唆されており、ワクチン2回接種による発症予防効果がデルタ株と比較してオミクロン株への感染では著しく低下するものの、3回目接種（追加接種）に

発症予防効果が一時的に回復する可能性が示唆されている。また、入院予防効果もデルタ株と比較してオミクロン株においては一定程度の低下を認めるものの、発症予防効果と比較すると保たれており、さらに、3回目接種により入院予防効果が回復するという報告がある。中和抗体薬については、オミクロン株への有効性として中和活性の低下が報告されている薬剤もあることから、投与に当たって留意が必要である。

なお、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年3月15日までに、合計5,842,754人の感染者、26,434人の死亡者が確認されている。

(2) 感染拡大防止のこれまでの取組 (略)

(3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化  
(略)

また、令和3年12月からは、3回目接種を開始し、

より発症予防効果が一時的に回復する可能性が示唆されている。また、入院予防効果もデルタ株と比較してオミクロン株においては一定程度の低下を認めるものの、発症予防効果と比較すると保たれており、さらに、3回目接種により入院予防効果が回復するという報告がある。中和抗体薬については、オミクロン株への有効性として中和活性の低下が報告されている薬剤もあることから、投与に当たって留意が必要である。

なお、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年3月2日までに、合計5,127,714人の感染者、24,084人の死亡者が確認されている。

(2) 感染拡大防止のこれまでの取組 (略)

(3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化  
(略)

また、令和3年12月からは、追加接種を開始し、令

令和4年2月中旬には、1日100万回接種を実現した。  
さらに、同年2月下旬からは、5歳から11歳までの子どもに対する接種を開始した。

ワクチン接種は、デルタ株に対する重症化予防・発症予防等の効果が期待されており、海外では一定の感染予防効果を示唆する報告も見られる。我が国のデルタ株の流行期における発症予防効果については、ワクチン2回接種14日以降で89%程度とする報告がある。最も重症化リスクの高い群である高齢者の約9割が2回接種を終えたこともあり、感染者数の増加に比べ、重症者数、死亡者数の増加は少なくなっている。

(略)

今後、若年層の更なるワクチン接種の進展により、令和3年夏と比べて、感染者や重症者は抑えられると期待されるほか、中和抗体薬や経口の抗ウイルス薬の重症化予防効果も一定程度期待される一方、更なる感染拡大が生じた場合には、感染者全体に占める高齢者の割合が再び上昇すると考えられること、ワクチン接種後にも新型コロナウイルス感染が確認される症例があること、変異株の出現の可能性やワクチンによる免疫

和4年2月下旬からは、5歳から11歳までの子どもに対する接種を開始した。

ワクチン接種は、デルタ株に対する重症化予防・発症予防等の効果が期待されており、海外では一定の感染予防効果を示唆する報告も見られる。我が国のデルタ株の流行期における発症予防効果については、ワクチン2回接種14日以降で87%程度とする報告がある。最も重症化リスクの高い群である高齢者の約9割が2回接種を終えたこともあり、感染者数の増加に比べ、重症者数、死亡者数の増加は少なくなっている。

(略)

今後、若年層の更なるワクチン接種の進展により、令和3年夏と比べて、感染者や重症者は抑えられると期待されるほか、中和抗体薬や経口の抗ウイルス薬の重症化予防効果も一定程度期待される一方、更なる感染拡大が生じた場合には、感染者全体に占める高齢者の割合が再び上昇すると考えられること、ワクチン接種後にも新型コロナウイルス感染が確認される症例があること、変異株の出現の可能性やワクチンによる免疫

の減衰の影響を踏まえ、引き続き基本的な感染対策が重要である。また、オミクロン株については、短期間の追跡結果ではあるが、3回目接種により発症予防効果等が回復する可能性が示唆されており、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々の接種間隔を前倒しするとともに、接種を加速化し、並行して、予約に空きがあれば、できるだけ多くの一般の方にも接種間隔を更に前倒して接種するなど、迅速にワクチン接種を進めることが重要である。

#### (4) 医療提供体制の強化

(略)

軽症から中等症（I）の患者を投与対象とする初めての治療薬として令和3年7月19日に特例承認がなされた中和抗体薬「カシリビマブ／イムデビマブ」については、短期入院による投与や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関による自宅療養者に対する外来・往診での投与等の取組を進めてきた。また、同年9月27日には、中和抗体薬「ソトロビマブ」が、同年12月24日には、経口薬「モルヌピラ

の減衰の影響を踏まえ、引き続き基本的な感染対策が重要である。また、オミクロン株については、短期間の追跡結果ではあるが、追加接種により発症予防効果等が回復する可能性が示唆されており、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々の接種間隔を前倒しするとともに、接種を加速化し、並行して、予約に空きがあれば、できるだけ多くの一般の方にも接種間隔を更に前倒して接種するなど、迅速にワクチン接種を進めることが重要である。

#### (4) 医療提供体制の強化

(略)

軽症から中等症（I）の患者を投与対象とする初めての治療薬として令和3年7月19日に特例承認がなされた中和抗体薬「カシリビマブ／イムデビマブ」については、短期入院による投与や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関による自宅療養者に対する外来・往診での投与等の取組を進めてきた。また、同年9月27日には、中和抗体薬「ソトロビマブ」が、同年12月24日には、経口薬「モルヌピラ

ビル」が、令和4年2月10日には経口薬「ニルマトレルビル／リトナビル」が特例承認され、それぞれ医療現場に供給されている。これにより、オミクロン株に効果が示唆される軽症から中等症向けの治療薬は、経口薬「モルヌピラビル」、「ニルマトレルビル／リトナビル」、中和抗体薬「ソトロビマブ」、抗ウイルス薬「レムデシビル」の4種類が揃うこととなり、患者の状態や薬剤の特性等に応じて、適切に選択し活用が可能となっている。「モルヌピラビル」については、令和4年3月14日時点で、約27,100の医療機関と約19,400の薬局が登録を終え、このうち、約22,300の医療機関・薬局に対して、約187,900人分の薬剤を配送し、約113,700人に投与されている。

(5) 令和3年9月の感染収束 (略)

(6) オミクロン株の発生と感染拡大  
(略)

具体的には、まず、入国者の待機期間について、7日間の待機を原則としつつ、3日目の検査で陰性が確認

ビル」が、令和4年2月10日には経口薬「ニルマトレルビル／リトナビル」が特例承認され、それぞれ医療現場に供給されている。これにより、オミクロン株に効果が示唆される軽症から中等症向けの治療薬は、経口薬「モルヌピラビル」、「ニルマトレルビル／リトナビル」、中和抗体薬「ソトロビマブ」、抗ウイルス薬「レムデシビル」の4種類が揃うこととなり、患者の状態や薬剤の特性等に応じて、適切に選択し活用が可能となっている。「モルヌピラビル」については、令和4年2月27日時点で、約25,900の医療機関と約18,800の薬局が登録を終え、このうち、約21,300の医療機関・薬局に対して、約162,300人分の薬剤を配送し、約80,200人に投与されている。

(5) 令和3年9月の感染収束 (略)

(6) オミクロン株の発生と感染拡大  
(略)

具体的には、まず、入国者の待機期間について、7日間の待機を原則としつつ、3日目の検査で陰性が確認

された場合、それ以降の待機を不要とする。オミクロン株に係る指定国・地域については、検疫所の確保する施設での待機期間を3日とする。ワクチン3回目接種済の者については、指定国・地域からの入国者を、検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅等待機とし、非指定国・地域からの入国者を、自宅等待機免除とする。また、外国人の新規入国について、受入責任者の管理の下で観光目的以外の入国を認めることとする。さらに、1日当たり3,500人目途として運用していた入国者総数の上限について、3月1日より1日当たり5,000人目途とし、3月14日より1日当たり7,000人目途としている。また、外国人留学生について、「留学生円滑入国スキーム」を設け、留学生の受け入れを優先的かつ着実に実施することとする。

(略)

また、オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、順次短くしている。

された場合、それ以降の待機を不要とする。オミクロン株に係る指定国・地域については、検疫所の確保する施設での待機期間を3日とする。ワクチン3回目追加接種者については、指定国・地域からの入国者を、検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅等待機とし、非指定国・地域からの入国者を、自宅等待機免除とする。また、外国人の新規入国について、受入責任者の管理の下で観光目的以外の入国を認めることとする。さらに、1日当たり3,500人目途として運用していた入国者総数の上限について、3月1日より1日当たり5,000人目途とし、3月14日より1日当たり7,000人目途としている。また、外国人留学生について、「留学生円滑入国スキーム」を設け、留学生の受け入れを優先的かつ着実に実施することとする。

(略)

また、オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、14日から10日に、さらに10日から7日に短くするとともに、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必

ワクチンの3回目接種については、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々を対象とし、その後には、一般の方を対象として接種間隔を前倒しして接種を実施することとし、また、オミクロン株について、海外渡航歴がなく、感染経路が不明の事案が発生したことを受け、感染拡大が懸念される地域での無料検査を開始している。経口薬については令和3年12月24日には「モルヌピラビル」が特例承認された。さらに、令和4年2月10日には経口薬「ニルマトレルビル／リトナビル」も特例承認され、それぞれ医療現場に供給されている。あわせて、都道府県における在宅療養をされる方々への健康観察や訪問診療体制の準備状況の自己点検を実施し、政府の方針として、在宅療養体制が整った自治

要な事業（別添に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業）に従事する者に限り、2日にわたる検査が陰性であった場合に、5日目に待機を解除する取扱いを実施できることとしている。加えて、常に接触のある家庭内では、感染者の発症日又は感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、待機期間を7日間（8日目解除）としている。

ワクチンの追加接種については、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々を対象とし、その後には、一般の方を対象として接種間隔を前倒しして接種を実施することとし、また、オミクロン株について、海外渡航歴がなく、感染経路が不明の事案が発生したことを受け、感染拡大が懸念される地域での無料検査を開始している。経口薬については令和3年12月24日には「モルヌピラビル」が特例承認された。さらに、令和4年2月10日には経口薬「ニルマトレルビル／リトナビル」も特例承認され、それぞれ医療現場に供給されている。あわせて、都道府県における在宅療養をされる方々への健康観察や訪問診療体制の準備状況の自己点検を実施し、政府の方針として、在宅療養体制が整った自治体



体において、自治体の総合的な判断の下、感染の急拡大が確認された場合には、陽性者を全員入院、濃厚接触者を全員宿泊施設待機としている取組みを見直し、症状に応じて宿泊・自宅療養も活用し、万全の対応ができるようにしている。また、感染拡大が顕著な地域において、保健所業務がひっ迫した場合には、積極的疫学調査、健康観察の重点化、患者発生届の処理の効率化等、保健所業務を重点化・効率化することとしている。

(略)

令和4年3月4日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている同月6日をもってまん延防止等重点措置を終了するとともに、法第31条の4第3項に基づき、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期

において、自治体の総合的な判断の下、感染の急拡大が確認された場合には、陽性者を全員入院、濃厚接触者を全員宿泊施設待機としている取組みを見直し、症状に応じて宿泊・自宅療養も活用し、万全の対応ができるようにしている。また、感染拡大が顕著な地域において、保健所業務がひっ迫した場合には、積極的疫学調査、健康観察の重点化、患者発生届の処理の効率化等、保健所業務を重点化・効率化することとしている。

(略)

令和4年3月4日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている同月6日をもってまん延防止等重点措置を終了するとともに、法第31条の4第3項に基づき、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期

間を同月 21 日まで延長し、公示を行った。

令和 4 年 3 月 17 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている同月 21 日をもってまん延防止等重点措置を終了する公示を行った。

(削除)

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(令和 3 年 11 月 12 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「全体像」という。)に基づき、ワクチン接種、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治

間を同月 21 日まで延長し、公示を行った。

(新規)

なお、医療提供体制への負荷の改善等が見られ、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても措置を解除する。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、当面、ワクチン接種、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に強化するとともに、最悪の事態を想定した対応を行う。

療までの流れを更に強化するとともに、最悪の事態を想定した対応を行う。

(略)

(1) 医療提供体制の強化

今後の医療提供体制については、「全体像」に基づき、今後も中長期的に感染拡大が反復する可能性があることを前提に、次の点を重点として各都道府県において「保健・医療提供体制確保計画」を策定し、検査から入院までの総合的な保健・医療提供体制を構築している。

(略)

また、こうした「全体像」に基づく保健・医療提供体制をしっかりと稼働させることを基本としつつ、その中でもオミクロン株の特徴に対応する対策の強化・迅速化を図る。

具体的には、オミクロン株の特性やワクチン接種の進展を踏まえつつ、令和4年1月以降、自宅療養者等の支援の点検・強化を図るとともに、診療報酬の加算措置を延長した上での診療・検査医療機関の拡充・公表等の診療・検査の体制整備、転院や救急搬送受入れの対応強化、高齢者施設等に看護職員を派遣した場合の補助の

(略)

(1) 医療提供体制の強化

今後の医療提供体制については、今後も中長期的に感染拡大が反復する可能性があることを前提に、次の点を重点として各都道府県において「保健・医療提供体制確保計画」を策定し、検査から入院までの総合的な保健・医療提供体制を構築している。

(略)

(新設)

(新設)

拡充等の自宅療養や高齢者施設における療養の環境整備についての徹底・強化を図っている。引き続き必要な財政支援を図りながら、更なる対策の強化・徹底を図る。

## (2) ワクチン接種の促進

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの3回目接種を進め、令和4年2月中旬以降、1日100万回程度接種可能な体制を自治体や職場において構築している。

また、市町村から3月末までの見込みとして約8,100万人分の接種券を前倒しで送付予定である。接種を希望する全ての方が3回目接種を受けられるよう、引き続き、戦略的に取り組む。具体的には、2回目接種から6か月を経過した方々への接種券の配布促進や接種会場の増設などに取り組むほか、職域接種の積極的な活用を推進するとともに、自治体に配布したワクチンなども活用して、各自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業に従事する方への接種も進める。

## (2) ワクチン接種の促進

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、令和4年2月中旬以降、1日100万回程度接種可能な体制を自治体や職場において構築し、接種券についても市町村から2月末までの見込みとして約6,100万人分を送付している。接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、引き続き、戦略的に取り組む。具体的には、2回目接種から6か月を経過した方々への接種券の配布促進や接種会場の増設などに取り組むほか、職域接種の積極的な活用を推進するとともに、自治体に配布したワクチンなども活用して、各自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業に従事する方への接種も進める。

4回目接種について、諸外国の動向や3回目接種の効果の持続状況等の最新の知見を踏まえて検討するとともに、接種も視野に入れ必要なワクチンの確保を行う。

さらに、比較的若い世代等を中心に、1回目・2回目接種が完了していない者へは引き続き接種機会を確保するとともに接種を促す。5歳から11歳までの子どもについてもワクチン接種を行う。

12歳から17歳までの方への3回目接種については、今後、厚生科学審議会における必要な審議等を経た上で、予防接種法に基づく予防接種として位置づけられた場合には、令和4年4月以降に接種を開始できるよう、自治体において準備を進める。

(3) 治療薬の確保 (略)

(4) 感染防止策 (略)

(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策  
(略)

(新規)

さらに、比較的若い世代等を中心に、1回目・2回目接種が完了していない者へは引き続き接種機会を確保するとともに接種を促す。5歳から11歳までの子どもについてもワクチン接種を行う。

(新規)

(3) 治療薬の確保 (略)

(4) 感染防止策 (略)

(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策  
(略)

1) 国民への周知等 (略)

2) 学校等

(略)

- ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。
- ・ 地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、発熱等の症状がある教職員の休暇取得の徹底や、教職員に対する早期のワクチンの3回目接種等を行う。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、学校等でクラスターが多発する場合に

1) 国民への周知等 (略)

2) 学校等

(略)

- ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。

(新規)

(新規)

は、地域の実情に応じ、教職員に対する検査の頻回実施、部活動等における感染リスクの高い活動の制限を行う。

(略)

3) 保育所、認定こども園等

- ・ 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。
- ・ 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底する。

(略)

- ・ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。

マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理し

(略)

3) 保育所、認定こども園等

- ・ 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。

(新規)

(略)

- ・ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。

マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理し

て着用させる必要はないこと。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげる。

・ 地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底や、職員に対する早期のワクチンの3回目接種等を行う

・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、保育所等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う。

(略)

#### 4) 高齢者施設

・ 高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチン3回目接種を速やかに実施し、高齢者施設入所者及び従事者のうち希望する者への接種をできるだけ早く完了する。

・ 高齢者施設等の感染制御や業務継続について、

て着用させる必要はないこと。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげる。

(新規)

(新規)

(略)

#### 4) 高齢者施設

・ 高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチン追加接種を速やかに実施し、高齢者施設入所者及び従事者のうち希望する者への接種をできるだけ早く完了する。

・ 高齢者施設等の感染制御や業務継続について



感染者が発生した場合に早期に介入・支援する体制を強化する。

- ・ 高齢者施設等の利用者が新型コロナウイルス感染症から回復して退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備を行うため、医師・看護師の派遣など高齢者施設等での体制強化を図る。
- ・ レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業員の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。
- ・ 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討する。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底する。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、高齢者施設等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う。

5) 事業者 (略)

支援体制を強化する。

- ・ 高齢者施設等の利用者が新型コロナウイルス感染症から回復して退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備を行うため、医師・看護師の派遣など高齢者施設等での体制強化を図る。
- ・ レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。
- ・ 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討する。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底する。

(新規)

5) 事業者 (略)

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

二の全般的な方針を踏まえ、主として以下の重要事項に関する取組を進める。

#### (1) 情報提供・共有

① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

(略)

- ・ 風邪症状等体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出・移動自粛等の呼びかけ。

(略)

②～⑩ (略)

#### (2) ワクチン接種

政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行う。

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

二の全般的な方針を踏まえ、主として以下の重要事項に関する取組を進める。

#### (1) 情報提供・共有 (略)

① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

(略)

- ・ 風邪症状等体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。

(略)

②～⑩ (略)

#### (2) ワクチン接種

政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行う。

①～③ (略)

④ 3回目接種については、2回目接種完了から8か月以上経過した方に順次、接種することを原則としていたが、感染防止に万全を期する観点から、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々の接種間隔を前倒しするとともに、接種を加速化し、並行して、予約に空きがあれば、できるだけ多くの一般の方にも更に接種間隔を前倒して接種する。

併せて、一般の方への接種を実施するに当たって、各自治体の判断により、教職員、保育士、警察官、消防職員など、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等に対して優先的に3回目接種をするような取組も進める。

3回目接種に使用するワクチンについては、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチンを用いる。

また、引き続き1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。これらの接種に使用するワクチンについて、安定的な供給

①～③ (略)

④ 追加接種については、2回目接種完了から8か月以上経過した方に順次、接種することを原則としていたが、感染防止に万全を期する観点から、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々の接種間隔を前倒しするとともに、接種を加速化し、並行して、予約に空きがあれば、できるだけ多くの一般の方にも更に接種間隔を前倒して接種する。

併せて、一般の方への接種を実施するに当たって、各自治体の判断により、教職員、保育士、警察官、消防職員など、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等に対して優先的に追加接種をするような取組も進める。

追加接種に使用するワクチンについては、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチンを用いる。

また、引き続き1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。これらの接種に使用するワクチンについて、安定的な供給を

を行う。

⑤ 政府は、3回目接種についても、これまでの接種状況も踏まえた上で、引き続き、各地方公共団体の接種会場での接種のほか、職域（大学等を含む。）による接種を推進するとともに、自衛隊による大規模接種会場を設置し、地方公共団体によるワクチン接種に係る取組を後押しする。

⑥ 4回目接種について、諸外国の動向や3回目接種の効果の持続状況等の最新の知見を踏まえて検討するとともに、接種も視野に入れ必要なワクチンの確保を行う。

⑦ 5歳から11歳までの子どもへのワクチン接種を行う。

12歳から17歳までの方への3回目接種については、今後、厚生科学審議会における必要な審議等を経た上で、予防接種法に基づく予防接種として位置づけられた場合には、令和4年4月以降に接種を開始できるよう、自治体において準備を進める。

⑧ 予防接種法に基づく健康被害が生じた場合の救

行う。

⑤ 政府は、追加接種についても、これまでの接種状況も踏まえた上で、引き続き、各地方公共団体の接種会場での接種のほか、職域（大学等を含む。）による接種を推進するとともに、自衛隊による大規模接種会場を設置し、地方公共団体によるワクチン接種に係る取組を後押しする。

（新規）

⑥ 5歳から11歳までの子どもへのワクチン接種を行う。

（新規）

⑦ 予防接種法に基づく健康被害が生じた場合の救

済措置や副反応疑い報告等について、適切に実施する。

- ⑨ 予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し接種の判断ができる情報を提供することが必要である。

その上で、政府は、国民に対して、ワクチンの安全性及び有効性についての情報を提供するなど、的確かつ丁寧なコミュニケーション等を進め、幅広く予防接種への理解を得るとともに、国民が自らの意思で接種の判断を行うことができるよう取り組む。

- ⑩ ワクチンについて、国内で開発・生産ができる体制を確立しておくことは、危機管理上も極めて重要であり、国内での開発・生産の基盤整備を進める。

### (3) サーベイランス・情報収集

- ①～④ (略)

- ⑤ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつ

済措置や副反応疑い報告等について、適切に実施する。

- ⑧ 予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し接種の判断ができる情報を提供することが必要である。

その上で、政府は、国民に対して、ワクチンの安全性及び有効性についての情報を提供するなど、的確かつ丁寧なコミュニケーション等を進め、幅広く予防接種への理解を得るとともに、国民が自らの意思で接種の判断を行うことができるよう取り組む。

- ⑨ ワクチンについて、国内で開発・生産ができる体制を確立しておくことは、危機管理上も極めて重要であり、国内での開発・生産の基盤整備を進める。

### (3) サーベイランス・情報収集

- ①～④ (略)

- ⑤ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつ

つ、地域の感染状況や保健所の実施体制等に応じて、積極的疫学調査を実施し、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行うことを原則としつつ、オミクロン株の特徴（潜伏期間と発症期間が短い）や感染拡大の状況を踏まえ、地域の実情に応じ、保健所による積極的疫学調査については、医療機関や高齢者施設等、特に重症化リスクが高い方々が入院・入所している施設における感染事例に集中化する。

このような状況においては、国民ひとりひとりが基本的な感染対策を徹底することが重要である。特に、症状がある場合などには、保健所等による濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じることが重要である。

その上で、積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定について、保健所等による対応が可能な自治体においては、引き続き、幅広く行うことと

つ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行うことを原則としつつ、オミクロン株の特徴や感染拡大の状況を踏まえ、地域の実情に応じ、保健所による積極的疫学調査については、医療機関や高齢者施設等、特に重症化リスクが高い方々が入院・入所している施設におけるクラスター事例に重点化する。

（新規）

（新規）

しつつ、オミクロン株が主流の間は、濃厚接触者の感染リスクが低い事業所等において、保健所等による濃厚接触者の特定を行わない場合は、出勤については一律に制限を行わず、感染者と接触があった者に対して、重症化リスクの高い方との接触や感染リスクの高い場所への外出を控えることを促す等、状況に応じた自主的な感染対策の徹底を求める。一方で、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等について、当該施設等からの報告等に基づき、濃厚接触者の特定を含めた積極的疫学調査を集中的に実施し、行動制限を求める。また、感染するリスクの高い家庭内の濃厚接触者についても、保健所等による特定・行動制限を実施する。

- ⑥ オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、14日から10日に、さらに10日から7日に短くしているが、家庭内で感染があった場合を含め、2日にわたる検査が陰性であった場合に、5日目に待機を解除する取扱いを実施できることとする。加

(新規)

えて、医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者について、一定の要件の下、毎日検査による業務従事を可能とする。

⑦ 都道府県等は、新たな変異株が確認された場合には、国立感染症研究所の評価・分析を踏まえ、入院措置・勧告、宿泊療養等の措置を適切に講じる。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、変異株の国内症例の評価・分析を行う。

⑧ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査等有効なサーベイランスを実施する。また、いわゆる超過死亡については、新型コロナウイルス感染症における超過死亡を推計し、適切に把握する。国立感染症研究所における新型コロナウイルス検出方法等の検討や下水サーベイランスを活用した新型コロナ調査研究を支援するなど、引き続き、下水サーベイランス活用について検証を加速する。

⑨ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMO

⑥ 都道府県等は、新たな変異株が確認された場合には、国立感染症研究所の評価・分析を踏まえ、入院措置・勧告、宿泊療養等の措置を適切に講じる。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、変異株の国内症例の評価・分析を行う。

⑦ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査等有効なサーベイランスを実施する。また、いわゆる超過死亡については、新型コロナウイルス感染症における超過死亡を推計し、適切に把握する。国立感染症研究所における新型コロナウイルス検出方法等の検討や下水サーベイランスを活用した新型コロナ調査研究を支援するなど、引き続き、下水サーベイランス活用について検証を加速する。

⑧ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMO



の保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（G-MIS）を構築・運営し、医療提供状況や PCR 検査等の実施状況等を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。

- ⑩ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関するいわゆる後遺症について、諸外国で報告もあることも踏まえ、調査・研究を進める。
- ⑪ 都道府県等は、感染症法第 12 条及び第 15 条に基づき、地方公共団体間での迅速な情報共有を行うとともに、都道府県は、令和 3 年 11 月 8 日のコロナ分科会提言等も参考に、都道府県下の感染状況について、リスク評価を行う。
- ⑫ 政府は、COCOA について、プライバシーに最大限配慮しつつ、機能の向上を図るとともに、陽性者との接触通知があった場合における適切な機関への検査受診を周知するほか、HER-SYS 及び保健所等と連携した積極的疫学調査において活用することにより、効果的なクラスター対策につなげる。
- ⑬ 政府は、ワクチン・検査パッケージに関する技

の保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（G-MIS）を構築・運営し、医療提供状況や PCR 検査等の実施状況等を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。

- ⑨ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関するいわゆる後遺症について、諸外国で報告もあることも踏まえ、調査・研究を進める。
- ⑩ 都道府県等は、感染症法第 12 条及び第 15 条に基づき、地方公共団体間での迅速な情報共有を行うとともに、都道府県は、令和 3 年 11 月 8 日のコロナ分科会提言等も参考に、都道府県下の感染状況について、リスク評価を行う。
- ⑪ 政府は、COCOA について、プライバシーに最大限配慮しつつ、機能の向上を図るとともに、陽性者との接触通知があった場合における適切な機関への検査受診を周知するほか、HER-SYS 及び保健所等と連携した積極的疫学調査において活用することにより、効果的なクラスター対策につなげる。
- ⑫ 政府は、ワクチン・検査パッケージに関する技

術実証の結果等を踏まえ、QRコード等を活用して作成された入場者・入店者情報を活用したクラスター対策のための効果的な分析・情報共有のあり方について検討を行う。

#### (4) 検査

① (略)

② また、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施する。多数の感染者やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関、高齢者施設等の従事者、入院・入所者全員に対して一斉検査を行う。特に、クラスターが複数発生している地域では、感染が生じやすく拡大しやすい場所・集団に対して積極的に検査を行う。緊急事態措置区域や重点措置区域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族等への検査を促進する。これらの区域に指定され

術実証の結果等を踏まえ、QRコード等を活用して作成された入場者・入店者情報を活用したクラスター対策のための効果的な分析・情報共有のあり方について検討を行う。

#### (4) 検査

① (略)

② また、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施する。多数の感染者やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関、高齢者施設等の従事者、入院・入所者全員に対して一斉検査を行う。特に、クラスターが複数発生している地域では、感染が生じやすく拡大しやすい場所・集団に対して積極的に検査を行う。緊急事態措置区域や重点措置区域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族等への検査を促進する。これらの区域に指定され

た特定都道府県等は、集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う。  
また、感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する。

(削除)

- ③ また、新規薬剤の導入に伴い早期診断がより重要となる観点や、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原定性検査キットを活用した迅速な検査を促す。抗原定性検査キットについては、国が買取保証を行い緊急の増産・輸入要請をすること等により、感染拡大による急激な需要増や経済活動のニーズにも対応可能な量を確保できるようにする。

た特定都道府県等は、集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う。(新規)

- ③ さらに、過去最大規模を上回る新規感染者数が生じた場合やインフルエンザの流行にも対応した検査ができるよう、厚生労働省及び都道府県等は連携して検査体制整備計画を見直す。
- ④ また、新規薬剤の導入に伴い早期診断がより重要となる観点や、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原定性検査キットを活用した迅速な検査を促す。抗原定性検査キットについて、感染の急拡大に伴う需要増により地域によっては一時的に供給不足が生じていることから、国が買取保証を行い緊急の増産・輸入要請をすることや、優先度に応じた物流の流れを確保すること等により、

④ さらに、厚生労働省及び都道府県等は連携して検査体制整備計画を強化し、PCR検査・抗原定量検査能力の引き上げ等を図る。

(削除)

確保に万全を期す。さらに、政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設、保育所等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原定性検査キット最大約780万回程度分を確保、配布しており、その適切な活用を図る。

(新規)

⑤ 大学、専門学校、高校、特別支援学校や、中学校、小学校、幼稚園等に対して、約125万回分の抗原定性検査キットを配布し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や学生、速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒（小学校4年生以上）を対象として抗原定性検査キットを活用した軽症状者（発熱、せき、喉の痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施

- ⑤ また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場における重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。

これらの検査に用いる抗原定性検査キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。

- ⑥ さらに、家庭で体調不良を感じる者等が医療機関への受診を迷う場合等に自ら検査を行えるようにするため、政府は、抗原定性検査キットを薬局で入手できるようにしており、その薬局における販売方法を見直す。

- ⑦ 経済社会活動の中で希望により受ける民間検査

し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。

- ⑥ また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場における重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。

これらの検査に用いる抗原定性検査キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。

- ⑦ さらに、家庭で体調不良を感じる者等が医療機関への受診を迷う場合等に自ら検査を行えるようにするため、政府は、抗原定性検査キットを薬局で入手できるようにしており、その薬局における販売方法を見直す。

- ⑧ 経済社会活動の中で希望により受ける民間検査

については、感染症法第 16 条の 2 に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めること等により環境整備を進めていく。

⑧ 日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるためには、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であり、政府は、都道府県と連携しながら、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査奨励する。

⑨ 政府は、都道府県と連携しながら、令和 4 年 3 月 11 日のコロナ分科会の中間とりまとめ「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について」を踏まえ、飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組を推奨する。

⑩ 政府は、都道府県が、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象としたワクチン・検査パッケージ又はそれ以外の者も対象とした対

については、感染症法第 16 条の 2 に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めること等により環境整備を進めていく。

⑨ 日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるためには、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であり、政府は、都道府県と連携しながら、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組を推奨する。

(新規)

このため、政府は、都道府県が、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象としたワクチン・検査パッケージ又はそれ以外の者も対象

対象者全員検査等の検査を期間を限り予約不要、無料とできるよう支援を行う。また、都道府県は、感染が拡大傾向にある場合には、都道府県知事の判断により、法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請するものとする。この場合において、都道府県はあらかじめ政府と協議するものとする。政府は、都道府県が当該要請に基づき検査を受検した者については、検査費用を無料とすることができるよう支援を行う。

(5) まん延防止

1) (略)

2) 重点措置区域における取組等

(略)

(略)

(イベント等の開催制限)

- ① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等(別途通知する集客施設等を含む。)について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で

とした対象者全員検査等の検査を令和4年3月末まで予約不要、無料とできるよう支援を行う。また、都道府県は、感染が拡大傾向にある場合には、都道府県知事の判断により、法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請するものとする。この場合において、都道府県はあらかじめ政府と協議するものとする。政府は、都道府県が当該要請に基づき検査を受検した者については、検査費用を無料とすることができるよう支援を行う。

(5) まん延防止 (略)

1) (略)

2) 重点措置区域における取組等

(略)

(略)

(イベント等の開催制限)

- ① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等(別途通知する集客施設等を含む。)について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で

生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。

- ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%とすることを基本とする。

② (略)  
(外出・移動)

① (略)

② 都道府県は、措置区域において、法第 24 条第 9

生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。

- ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限 20,000 人かつ収容率の上限を 100%とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

(略)

② (略)  
(外出・移動)

① (略)

② 都道府県は、措置区域において、法第 24 条第 9



項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うものとする。

都道府県間の移動については、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すものとする。

また、都道府県知事の判断により、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すことができることとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

（その他）

①～③ （略）

3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

（略）

（イベント等の開催制限）

項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うものとする。

また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すものとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする

（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

（その他）

①～③ （略）

3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

（略）

（イベント等の開催制限）

① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。

- ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%とすることを基本とする。

(略)

②・③ (略)

(外出・移動)

① 都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスク

① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。

- ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%とする。

(略)

②・③ (略)

(外出・移動)

① 都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう促すものとする。また、緊急

の高い行動を控えるよう促すものとする。また、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すことができることとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

（削除）

②・③ （略）

（略）

4）～6） （略）

（6）水際対策 （略）

（7）医療提供体制の強化 （略）

事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すものとし、この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行を控えるよう促すものとする。発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すものとする。

②・③ （略）

（略）

4）～6） （略）

（6）水際対策 （略）

（7）医療提供体制の強化 （略）

(8) 治療薬の実用化と確保

1) 治療薬の実用化に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の治療薬については、国産経口薬を含め、開発費用として1薬剤当たり最大約20億円を支援する。また、経口薬については、令和3年12月24日には「モルヌピラビル」が特例承認された。さらに、令和4年2月10日には経口薬「ニルマトレルビル／リトナビル」が特例承認され、それぞれ医療現場に供給されている。さらに、開発中の治療薬の実用化をさらに加速化するための支援を強化する。

2) 治療薬の確保に向けた取組

①～③ (略)

④ 上記のように治療薬(中和抗体薬、経口薬)の納入の前倒しに取り組み、オミクロン株の感染拡大に対応してきたが、引き続き、治療薬を必要とする方に行き渡るよう、更なる治療薬の確保に向けて取り組む。さらに、中期的な感染拡大にも対応できるよう、更なる治療薬の確保に向けて取り組む。

(8) 治療薬の実用化と確保

1) 治療薬の実用化に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の治療薬については、国産経口薬を含め、開発費用として1薬剤当たり最大約20億円を支援する。また、経口薬については、令和3年12月24日には「モルヌピラビル」が特例承認された。さらに、令和4年2月10日には経口薬「ニルマトレルビル／リトナビル」が特例承認され、それぞれ医療現場に供給されている。(新規)

2) 治療薬の確保に向けた取組

①～③ (略)

④ (新規)さらに、中期的な感染拡大にも対応できるよう、更なる治療薬(中和抗体薬、経口薬)の確保に向けて取り組む。

⑤ (略)

(9) 経済・雇用対策

新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」による「新しい資本主義」を起動させ、国民の安全・安心を確保するため、令和3年度補正予算を含む「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を迅速かつ着実に実行する。具体的には、事業復活支援金、雇用調整助成金、実質無利子・無担保融資、子育て世帯等に対する給付、マイナポイント等の事業や雇用・生活・暮らしを守る支援策を着実に実施する。あわせて、感染状況について最悪の事態を想定して、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、治療薬の確保に万全を期し、感染症の脅威を社会全体として引き下げながら、経済社会活動の正常化を図っていく。

(略)

(10) その他重要な留意事項 (略)

⑤ (略)

(9) 経済・雇用対策

新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」による「新しい資本主義」を起動させ、国民の安全・安心を確保するため、令和3年度補正予算を含む「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を迅速かつ着実に実行する。具体的には、事業復活支援金、雇用調整助成金、実質無利子・無担保融資、子育て世帯等に対する給付、マイナポイント等の事業や雇用・生活・暮らしを守る支援策を着実に実施する。あわせて、感染状況について最悪の事態を想定して、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、治療薬の確保に万全を期し、経済社会活動を極力継続できる環境を作り、安全・安心を確保していく。

(略)

(10) その他重要な留意事項 (略)

(別添)事業の継続が求められる事業者 (略)	(別添)事業の継続が求められる事業者 (略)
------------------------	------------------------

# リバウンド警戒期間における取組

---

令和4年3月17日  
東京都

# 1. リバウンド警戒期間における取組

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和4年3月22日（火曜日）0時から4月24日（日曜日）24時まで

## (3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、以下の要請、協力依頼を実施

### ①都民向け

- ・混雑している場所や時間を避けて行動
- ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底 等

### ②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・催物（イベント等）の開催制限 等



## 2. 都民向けの要請、協力依頼

### (外出・移動等)

- 混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼。こうした対応が難しいと判断される場合や発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼

### (会食等)

- 会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛するよう協力を依頼

### (その他)

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けることを要請 (法第24条第9項)

# 3. 事業者向けの要請、協力依頼

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none"><li>●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内（※）、滞在時間を2時間以内（※）とするよう協力を依頼 ※陰性証明書等を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合を除く</li><li>・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼</li></ul></li></ul>
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none"><li>●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼</li><li>・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼</li></ul></li></ul>
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"><li>●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li></ul></li><li>●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none"><li>・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li></ul></li></ul>

# 3. 事業者向けの要請、協力依頼

## (2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"><li>● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照）</li><li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li><li>● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</li><li>● 以下の各事項を実施するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li><li>・ 入場をする者の整理等</li><li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li><li>・ 手指の消毒設備の設置</li><li>・ 事業を行う場所の消毒</li><li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li><li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む）</li><li>・ 施設の換気</li><li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li></ul></li><li>● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li></ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

### 3. 事業者向けの要請、協力依頼

#### (2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"><li>●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的な感染防止策の実施</li><li>・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起</li><li>・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること</li><li>・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること</li></ul></li></ul>
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	<ul style="list-style-type: none"><li>●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛するよう協力を依頼</li></ul>

# 3. 事業者向けの要請、協力依頼

## (3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 ➔ 収容定員まで可	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可		

- ※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント  
大声なしのイベント・・・上記以外のイベント
- ※2 収容定員が設定されていない場合
  - ・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保
  - ・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保
- ※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ
- ※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や、直行直帰の呼びかけ等を行うよう協力を依頼
- 接触確認アプリ等を活用することを要請（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請、協力依頼

#### (4) その他

##### (職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

##### (ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食	:	大人数の会食、ホームパーティー	等
イベント	:	小規模イベント、結婚式	等
移動	:	都道府県間の旅行	等
その他	:	高齢者施設での面会	等

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 1 8 日

(宛先) 管理職者

小金井市新型インフルエンザ等対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

### 新型コロナウイルスに関する対応について (通知)

標記の件について、令和 4 年 3 月 2 1 日をもって新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が解除されるところですが、新たに東京都リバウンド警戒期間における取組 (期間：令和 4 年 3 月 2 2 日から令和 4 年 4 月 2 4 日) が発出されました。引き続き感染防止策を徹底する必要があるため、下記のとおり取り扱っていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 留意点について

- (1) 手洗い、うがいを徹底すること
- (2) マスクを着用すること

なお、食事、歯みがき及び喫煙等、マスクをはずす時の感染防止対策を徹底すること

- (3) 出勤前に検温するとともに、日々の体調管理に努めること
- (4) 所属長は日常的に職員の健康状態を把握するとともに、職員間でも互いに注意すること

特に、発熱等の風邪症状が見られる場合、速やかに所属長に相談することとし、無理な出勤は避けること。また、所属長から職員課長 (教育委員会においては庶務課長) へ速やかに連絡すること

(主な症状等)

- ア 風邪の症状や発熱が見られる場合
- イ 強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある場合

ウ その他、体調に変化がある場合

- (5) 会議及び打合せ、出張等については、必要性を精査するとともに、実施する場合は、ソーシャルディスタンス、3つの密（密閉、密集、密接）を避け、徹底した感染防止策を講じること
- (6) 職場で着用している作業着等は、こまめに洗濯すること
- (7) 休憩中の食事等においては、多人数や対面（会話）を避けること
- (8) 通勤手段について、可能な範囲で、徒歩や自転車での通勤への切り替えを検討すること（変更する場合は、事前に職員課へ相談すること）
- (9) その他
  - ア 上記(1)～(8)以外についても、基本的な感染防止策を徹底すること
  - イ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
  - ウ 都道府県間の移動は、3つの密の回避を含め基本的な感染防止策を徹底すること

## 2 時差出勤制度の活用について

感染拡大防止を目的として、時差出勤制度を最大限活用すること

※ 制度の概要等については、別紙を参考にすること

※ 保育園、児童館及び学童保育所に勤務する職員、施設管理業務に従事する職員は除く

## 3 職務に専念する義務の免除の適用について

感染リスクの軽減を図るため、引き続き、以下のとおり適宜適用すること

なお、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う職務に専念する義務の免除の適用については、別紙、令和3年6月1日付事務連絡を参考にすること

### (1) 対象

ア 職員又はその親族（同居）が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

イ 職員又はその親族（同居）が新型コロナウイルス感染症に罹患したおそれがあり、一定期間、医療機関等で入院等をしている場合

ウ 職員又はその親族（同居）に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

エ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話



を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(2) 申請方法等について

ア 該当職員は、申請前に所属長に相談すること

イ 所属長は、相談を受けたら申請前に、職員課長又は庶務課長に報告すること

4 時間外勤務について

原則、午後9時までの退庁を徹底すること（実施が困難な場合は、事前に所属長から職員課長（教育委員会においては庶務課長）へ連絡すること）。なお、施設開館時間が午後9時までの場合は、上記内容を踏まえ、各課において適切に対応すること。

また、管理職の勤務時間についても、同様とする。

5 週休日の振り替えの活用について

職場の状況に応じて、平日よりも週休日（土日）に出勤した方が業務効率を上げられる業務等については、週休日の振り替えも活用すること（週休日の振替命令簿により所属長の決裁を受けること）

6 対象職員

正規職員、再任用職員、会計年度任用職員

※ 上記5は、会計年度任用職員（時給制）は除く

7 実施期間

令和4年3月22日（火）から令和4年4月24日（日）まで

（リバウンド警戒期間が延長された場合は、その期間とする。）

8 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会

総務部職員課人事研修係（内線2503）

総務部職員課労働安全衛生担当（内線2507）

教育委員会

学校教育部庶務課庶務係（内線3804）

## 時差出勤制度について

### 1 対象者

全職員（会計年度任用職員（月給制、時給制）を含む。保育園、児童館及び学童保育所に勤務する職員、施設管理業務に従事する職員は除く）

### 2 実施期間

当分の間

### 3 時差出勤時間等

#### (1) 正規職員、再任用職員

小金井市職員の時差出勤に関する規則に規定される区分（下記別表参照）のとおりとする。

#### 別表（第4条関係）

区分	正規の勤務時間の割り振り	休憩時間
A	午前9時30分から午後6時15分まで	午後1時から午後2時まで
B	午前10時から午後6時45分まで	
C	午前10時30分から午後7時15分まで	
D	午前11時から午後7時45分まで	
E	午前11時30分から午後8時15分まで	
F	正午から午後8時45分まで	午後5時から午後6時まで
G	AからFまでの区分で対応できない場合は、午前5時又は午前5時に30分単位で加算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間（AからFまでの区分の開始時間を除く。）とする午前5時から午後10時までにおける連続する8時間45分（休憩時間を含む。）。ただし、時差出勤の開始直後又は終了直前に休憩時間を置くことはできない。	

備考 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に時差出勤を命ずる場合は、上記の区分によらず、当該職員の正規の勤務時間（勤務時間条例第3条第2項ただし書の規定により割り振られた勤務時間をいう。）の開始時間の前後1時間を上限として30分単位で加算又は除算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間とする。

(2) 会計年度任用職員（月給制、時給制）

ア 当該職員の正規の勤務時間の開始時間の前後 1 時間を上限として 30 分単位で加算又は除算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間とする。

イ 1 日の勤務時間は従前と同様とする。

ウ 休憩時間は所属長が決定する。

4 留意事項

(1) 出勤ピーク時の出勤を回避することで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するという目的を満たす出勤時間となるよう留意すること

(2) 時差出勤に伴い市政運営及び業務に支障が生じないように、午前 10 時から午後 4 時の間においては配置職員が概ね 7 割以上となるよう、利用人数や時間帯に留意の上、活用すること

(3) 会計年度任用職員（月給制、時給制）については、職員からの申し出により対応することとする。なお、所属長から制度内容を説明し、本人同意を得ること

5 申請方法等

(1) 正規職員、再任用職員

別添の「時差出勤伺及び命令簿」により、前日までに所属長へ申請すること

(2) 会計年度任用職員（月給制、時給制）

別添の「時差出勤伺及び命令簿（会計年度任用職員）」により、前日までに所属長へ申請すること

※ データは、c-navi 情報ライブラリー職員課共通様式集 No. 2218 に掲載

## 【記入例】

様式第2号

### 職務に専念する義務の免除に関する 個人別承認票

- 1 申請者氏名    ○○ ○○
- 2 申請者所属    ○○課
- 3 職務免除を受けようとする時間（期間）  
令和○年○月○日 午後○○時○○分から  
令和○年○月○日 午後○○時○○分まで
- 4 職務免除を受けようとする理由  
新型コロナワクチン接種のため
- 5 該当条項  
ア 条例第2条第    号  
イ 条例第2条第5号のとき規則第2条第9号
- 6 申請日  
令和○年○月○○日

7 承認印

区分	係	主任	係長	課長	
所属課					
職員課					

事 務 連 絡

令和 3 年 6 月 1 日

(宛先) 管理職者

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

新型コロナワクチン接種に伴う職務に専念する義務の免除の適用について (通知)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を希望する場合等については、職務に専念する義務の免除を適用することとします。

つきましては、下記のとおり取り扱っていただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 新型コロナワクチン接種に伴う職務に専念する義務の免除について

##### (1) 対象者

全職員（再任用職員及び会計年度任用職員（月給制、時給制）を含む。）

##### (2) 適用となる内容

###### ア 新型コロナワクチンを接種した場合

接種に必要と認められる時間（接種会場までの往復の時間を含む。）が適用となります。

###### イ 新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合

ワクチン接種後に発熱等の風邪症状が見られる場合で、「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合が適用となります。

##### (3) 申請方法等

###### ア 上記、(2) アについて

該当職員は、職務に専念する義務の免除に関する個人別承認票にて所属長決裁後、職員課（教育委員会においては庶務課）に提出すること

###### イ 上記、(2) イについて

① 該当職員は、申請前に所属長に相談すること

② 所属長は、該当職員の副反応の状況や職務に専念する義務の免除を受けようとする日数等を把握し、必要に応じて、申請前に職員課長又は庶務課長に報告の上、承認すること

※ 職務に専念する義務の免除に関する個人別承認票（様式第2号）は、c-navi 情報ライブラリー職員課共通様式集 No. 1163 又は庶務課共通様式集 No. 1207 に掲載（記入例は別紙を参照すること）

## 2 その他

- (1) 新型コロナワクチン接種は任意であり、本制度において、職員に対してワクチン接種を強制するものではありません。
- (2) 職務に専念する義務の免除に関する個人別承認票については、速やかに、職員課又は庶務課に提出すること。特に、会計年度任用職員（時給制）については、報酬額の計算に影響があるため、速やかに提出すること

## 3 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会	総務部職員課人事研修係（内線2503） 総務部職員課労働安全衛生担当（内線2507）
教育委員会	学校教育部庶務課庶務係（内線3804）

事 務 連 絡

令和4年3月18日

(宛先) 課長職者

企画政策課長

梅原 啓太郎

(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた附属機関等の運営について (通知)

令和4年3月22日以降、東京都へのまん延防止等重点措置が解除される予定ですが、感染者数は依然として高い水準にあり、感染の再拡大が懸念されています。

附属機関等の運営については、引き続き会議の必要性や規模等を踏まえた上で、開催について慎重な判断をお願いします。開催する場合においても、下記のとおり、感染症対策を必ず講じ、市の会議体が感染源とならないよう適切な対応を徹底してください。

なお、令和4年1月20日付の新型コロナウイルスに係る附属機関関連の事務連絡は、本通知をもって廃止します。

## 記

### 1 期間

当面の間

### 2 会議の開催について

不要不急の会議は中止又は延期するなど、会議開催について慎重に御検討・御判断をお願いします。開催する場合は、3に記載の留意事項を参照の上、可能な限りWeb会議で行う、事務局人数を減らすなど、三密を避ける取組を徹底してください。会議体が感染源とならないための配慮を必ず行うようお願いします。

### 3 留意事項

#### (1) 会議を開催する場合の留意事項

- ア 可能な限りW e b会議を利用する。
- イ 可能な限り開催時間や開催回数を減らす。また、終了時間に配慮する。
- ウ 事務局を含む参加者を審議等に必要な必要最小限にする。
- エ 座席の間隔を十分（1メートル程度）確保する。
- オ 会議室の換気を徹底する。
- カ 参加者はマスクを着用する。また、配布用のマスクを用意する。
- キ 会議開始前、参加者の手洗い又は手指消毒を徹底する。
- ク 参加者の体調を把握する（当日の検温結果を報告してもらう）。

#### (2) 傍聴の留意事項

- ア 傍聴者も含めた人数を会場収容定員以下とし、十分な人との距離（1メートル程度）を確保する。上記が不可能な場合は、傍聴用の別室を設ける。
- イ 可能な限り傍聴受付を会場外へ設け、別紙「傍聴受付記入表」を使用し、傍聴者の体調確認及び感染発生時の連絡先を確認した上で行う。
- ウ W e b会議を活用する場合においても、3(2)記載のガイドライン等を参考に傍聴環境を整える。なお、同ガイドラインに記載のあるとおり、W e b上での傍聴は認めていない。

### 4 その他

- (1) 別紙「傍聴受付記入表」については、個人情報が含まれますので、使用する場合は情報公開・個人情報保護審議会へ個人情報の保有等届出を行ってください。
- (2) W e b会議の活用については、C-N A V I情報ライブラリ>内部情報システム関連>No.2309に掲載されている「小金井市W e b会議システム利用ガイドライン」並びに参考添付した令和2年8月20日付事務連絡及び附属機関等におけるW e b会議マニュアル等を参照の上、適切に実施ください。

### 5 問合せ先

企画政策課 東條、野村（内線 2106・2103、外線 387-9800）



令和 年 月 日  
〇 〇 審 議 会

### 傍聴受付記入表

- ・傍聴にあたり、手洗い、うがい、消毒、マスクの着用をお願いしています。
- ・新型コロナウイルス感染症等の対策として、以下の項目にご回答ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の発症が確認された場合にご連絡させていただくため、ご連絡先を御記入のうえ、傍聴券とともに受付にご提出ください。
- ・同意いただけない場合及び体調不良の項目に該当する場合は、傍聴をご遠慮いただいておりますので、ご了承ください。

#### 【確認項目】

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| 1 発熱の症状がある           | ( はい・いいえ ) |
| 2 せき、くしゃみ等風邪の症状がある   | ( はい・いいえ ) |
| 3 倦怠感 (強いだるさ) がある    | ( はい・いいえ ) |
| 4 呼吸が困難である (息苦しさがある) | ( はい・いいえ ) |

#### 【御連絡先】

氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました。

(備考) ご記入していただいた個人情報につきましては、小金井市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱い、新型コロナウイルス感染症対策以外には使用いたしません。

(宛先) 管理職者

企画政策課長 梅原 啓太郎  
(公印省略)  
情報システム課長 今井 哲也  
(公印省略)

附属機関等におけるW e b会議の運用見直しについて (通知)

新型コロナウイルスの感染拡大防止の配慮により、附属機関等の会議の開催にあたり十分な傍聴環境が確保できていないことについて、外部から指摘を受けている状況が散見されています。ついては、令和2年7月1日付で運用開始しているW e b会議について、下記のとおり運用方法を変更いたします。

記

1 附属機関等におけるW e b会議の運用ルール変更内容

(令和2年7月31日付に事前周知した内容から変更はありません。)

(1) 出席者(委員及び事務局)におけるW e b会議システムの利用

ア 一部又はすべての出席者がオンラインで参加することも可とする。

イ 一部の出席者がW e bで参加をする場合、会議室で参加する出席者についてもW e b会議用端末によりW e b会議システムを利用し、会議室における映像・音声はW e bでの参加者が確認できる状態とすること。

(2) 傍聴環境について

ア W e b会議の映像・音声は、傍聴席において視聴可能とすること。

イ 会議室内に傍聴席を設営する場合、事務局が操作するW e b会議用端末(原則P Cとする。)から出力される映像・音声を傍聴席で視聴できるよう、スピーカー及びプロジェクタースクリーン等を適切に設置すること。

ウ 傍聴用別室を設ける場合、W e b会議用端末(原則P Cとする)を映像・音声出力用端末として傍聴用室内に設置し、同端末から出力される映像・音声を視聴できるよう、スピーカー及びプロジェクタースクリーン等を適切に設置すること。

エ 傍聴環境のために使用するW e b会議用端末は、事務局が操作すること。

オ W e b会議に傍聴者がログインして視聴することは不可とする。((別紙1)「小金井市W e b会議用端末利用ガイドライン」2 W e b会議ツールの利用 (3)基本原則 イ管理運用について(エ) 参照)

### (3) 会議映像の取扱いについて

会議映像は、会議録作成のための録音データと同様、市政資料だが、保存する記録ではない整理とする。

ア 会議映像は、会議終了後速やかに破棄、又は保存をしない。

イ 会議映像も含め、傍聴者が会議を撮影することは原則禁止する。

ウ 会議録は書面で作成とし、会議映像は記録として扱わない。

エ 動画の市HPへの掲載やインターネット中継、動画共有サイト（YouTube等）への保存等は禁止する。

## 2 小金井市Web会議用端末利用ガイドライン等について

令和2年7月1日付通知の別紙1「小金井市Web会議用端末利用ガイドライン」、別紙1-1「Web会議開催時の小金井市市民参加所条例等の運用について」及び別紙2「Web会議用機器利用申請書」について、運用ルール変更に合わせ改定しましたので、運用の際には御参照の上、適切な利用をお願いいたします。最新データは、C-navi情報ライブラリーの情報システム課 No.2309にも掲載します。

## 3 附属機関等におけるWeb会議マニュアルについて

参考1、参考2のとおり、事務局及び利用者のマニュアルを作成したので、適宜御利用ください。

## 4 書面審議について

書面審議については緊急事態宣言下において緊急避難として例外的に運用されていましたが、附属機関等においては、正式な決議を行えない審議手法であり、審議内容によっては十分な審議が担保できない、傍聴ができないなどの課題が多い手法です。各課におかれては取扱いに御注意ください。

## 5 その他

Web会議を標的にしたサイバー攻撃も存在し、個人情報漏洩や、アカウントの乗っ取り等のリスクが発生します。個人情報や秘密情報を議題としない会議においても、委員の顔や声紋等の個人情報漏洩や肖像権侵害のリスクは存在します。

Webex Meetingsはクラウド型のシステムツールの中でも提供されるサービスの安定性・信頼性が高いため、市主催の会議ではガイドラインのとおり原則同システムを使用するようにしてください。

また、個人端末の利用やパスワード無しの会議、出席者以外へのアカウントの配布等、ルールに則らない運用は絶対にしないよう、厳格な運用をお願いいたします。

### 【問合せ先】

使用方法： 企画政策課 東條、金信（内線 2106、2103）  
端末管理： 情報システム課 吉本、佐藤、星名（内線 3058）

## 附属機関等におけるWeb会議マニュアル（事務局用）

### 共通事項

- 1) 個人情報や秘密情報を扱う場合は原則利用できません。
- 2) 会議録は書面とします。映像は記録となりません。
- 3) 映像・音声は行政文書ですが、公文書として記録・保存はせず、仮に保存した場合は会議終了後速やかに削除してください。
- 4) 委員や傍聴者が会議映像を録画・撮影等することは、個人情報の保護等のため原則禁止します。Youtube等への公開も禁止します。
- 5) 市主催の会議の場合、原則Cisco社のWebex Meetingsを使用してください。

### 事前準備

- 1) Web会議システムを利用する場合は、事前に会議で必ず同意を得てください。
- 2) ログイン用の連絡先として、参加者のメールアドレスを確認してください。
- 3) 出席者（委員及び事務局）におけるWeb会議システムの利用
  - ア 一部またはすべての出席者がオンラインで参加することも可とします。
  - イ 一部の出席者がWebで参加をする場合、その他の出席者もWeb会議用端末を利用し、Web会議上で全ての映像・音声を確認できる状態としてください。
- 4) 傍聴環境について
  - ア Web会議の映像及び音声を、傍聴席においても視聴可能とします。
  - イ 会議室又は傍聴用の別室に傍聴席を設け、Web会議用端末（原則PCとする）を映像・音声出力用端末として傍聴用室内に設置し、同端末から出力される映像・音声を視聴できるよう、スピーカー及びプロジェクタースクリーン等を適切に設置してください。
  - ウ 傍聴環境のために利用するWeb会議用端末は、事務局が操作してください。傍聴室の場合は事務局が常駐してください。
  - エ Web会議に傍聴者がログインし、自宅等で視聴することは不可とします。
  - オ 傍聴室を別途設ける場合も、傍聴券の交付等、通常の傍聴と同様に取り扱ってください。

## 5) Web会議の端末について

### ア) 参加する相手方

自身の機器と通信環境を利用する。庁舎及び市施設内で利用する場合は情報システム課から貸し出す端末及び通信環境（以下、「市端末」という）を利用する。

### イ) 事務局（市職員）及び傍聴環境

市端末を利用する。私用端末の利用は厳禁とする。

## 会議招待

1) 委員の招待は事務局で行います。

2) 「スケジュール会議」で招待してください。「パーソナル会議」は禁止します。

（ID/PWが変えられないため、他部署の会議時にも本来参加者でない人がログインできてしまいます。）

## スケジュール会議での開催方法

※画面イメージはタブレットで利用する場合です。

起動画面から左にスワイプし（①）、マイミーティングを開きます。（②）

スケジュール設定メニュー（③）を入力し（下記参照）、右上の「スケジュール」を選択すると、会議が設定され、同時に参加者に参加用のメールが送信されます。

会議の時間の概ね30分前には、マイミーティング（②）にできる「開始」ボタンを押すと、会議が開催され、参加者が入れるようになります。（次ページ④）



### 【スケジュール設定メニュー（③）の書き方】

- (a)会議名：任意の会議名 (b)開始日時：会議日時 (c)継続時間：会議の時間  
(d)招待者：参加者のメールアドレス (e)パスワード：任意のパスワード



参加者を追加する場合は人型アイコンを  
押して追加してください。

④

参加に必要となる

○ミーティング番号  
○ミーティングパスワード  
が記載されています。

会議参加者へ送付されるメールには自動で記載  
されます。

(参加者に送られるメール)



メールにも

○ミーティング番号  
○ミーティングパスワード  
が記載されています。

「ミーティングに参加する」を押すと参加で  
きます。

(注意！パーソナル会議では会議を開催しないでください)



ここから

「ミーティングを開始」を押すと「パーソナル会  
議」になります。

パーソナル会議は、ミーティング番号が固定とな  
ります。他部署の委員がログインしてしまうなど  
トラブルの元ですので、利用しないでください。

## 会議中の操作

画面下部のアイコンが、各種操作を行うメニューバーです。  
なお、参加者とは表示されるアイコンが異なります。



① マイク設定

② ビデオ設定

選択するとオン・オフを切り替えられます。

③ 参加者管理

参加者の追加・削除、強制的なマイク・ビデオのオン・オフができます。

## 当日周知・確認すること

- ・映像に、委員以外の人物（傍聴者・家族など）が映り込まないようにする。
- ・上記が避けられない場合は、背景画像（仮想背景）の設定をしてもらう。  
（画像オフでも可ですが、会議進行がしづらくなります）
- ・なりすましや委員以外が参加しないよう、一度発言いただく等、本人確認を行う。
- ・通信できない場合に備え、電話など他の手段で意思表示ができるようにする。
- ・会話がWeb上に流れることを意識し、個人情報や機密情報などは伏せる。
- ・委員以外の出席者（専門的知見を有する者など）がいる場合は、その方の映像は写らないよう注意する。
- ・傍聴席においては、撮影は原則委員も含めて顔が写らないようにすること。投影された画面などについても同様であること。

## その他

- ・その他利用方法については、小金井市Web会議用端末利用ガイドラインに従うほか、不明点があれば企画政策課へお問合せください。

【進行例】（※あくまでも一例です。状況に応じて変更して活用ください。）

## 1 事前通知

- ・事前説明を行いますので、参加者の方は必ず〇分前までにログインしてください。〇分前からログインできます。
- ・資料はいただいたメールアドレス宛に送付します。
- ・会議参加後、音声はオフ（ミュート）にしてお待ちください。

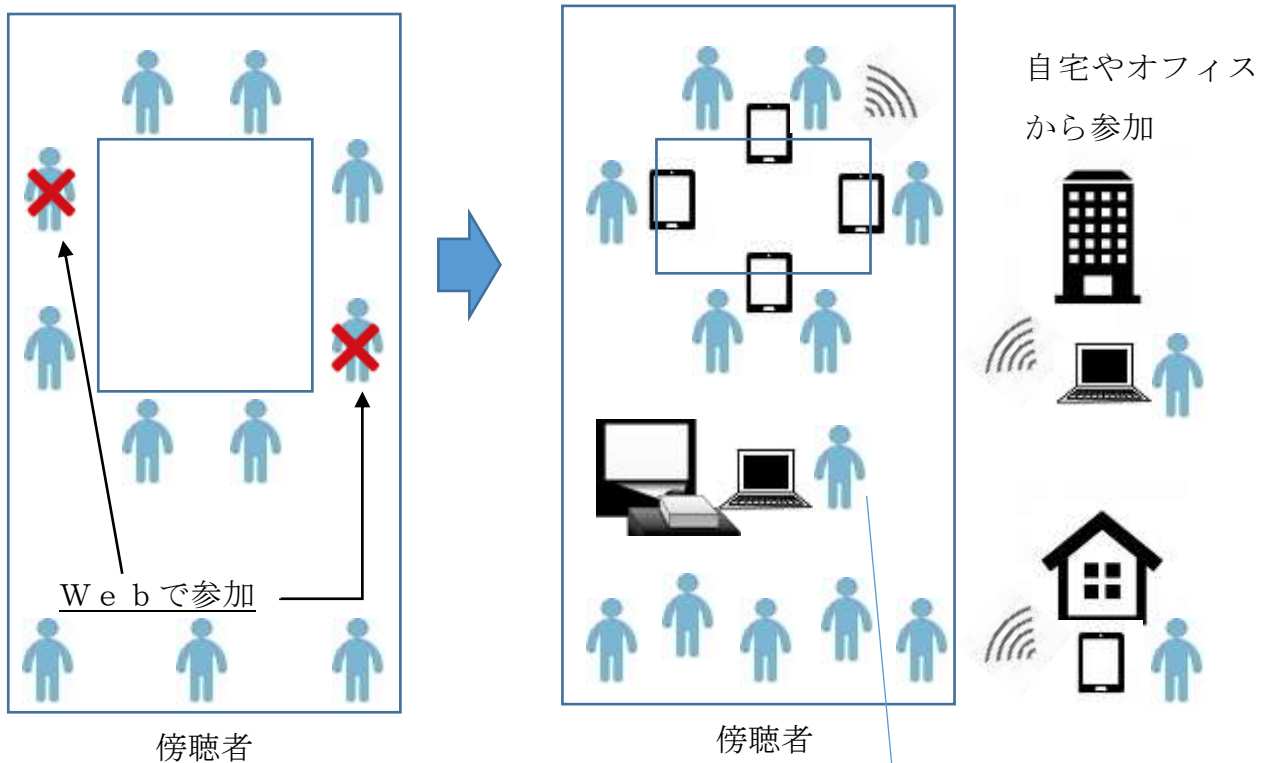
## 2 当日

- ・ビデオ（カメラ映像）は、原則オンにして顔が映るようにしてください。委員以外の人が映り込まないようお願いします。
- ・音声は、発言する場合を除きオフ（ミュート）にしてください。
- ・本人確認をします。呼ばれた方はミュートを解除してお返事してください。
- ・ユーザー名〇〇さんは、委員の〇〇さんでよろしいですか？
- ・発言の際は、画面に向けて挙手し、委員長から指名された後に、委員名を名乗ってから発言してください。発言後は、「発言は以上です」と伝えた上でミュートに切り替えてください。
- ・個人情報や機密情報は発言しないよう御配慮ください。
- ・通信が途絶えた際は、事務局へ電話で連絡ください。
- ・録音及び録画は行わないでください。



■参考 傍聴席の設営方法（下記2パターンいずれかとしてください）

パターン1 室内の傍聴席に設置



パターン2 傍聴用の別室に設置



- 会議出席者（事務局も含む）は、Webでの参加か否かに関わらず、Web会議用端末を利用する。（可能な限り1人1台又は複数台配置して集音マイク設置するなど、Web上で映像・音が拾えるように配置）
- 傍聴席にWeb会議用端末（PC）を設置し、画面を見せる又はプロジェクターで投影する。なお、事務局職員が操作する。

## 附属機関等におけるWeb会議マニュアル（委員用）

### 共通事項

- 1) 個人情報や秘密情報を扱う場合は原則利用できません。
- 2) 会議録は書面で作成します。
- 3) 会議映像を録画・撮影等することは禁止します。
- 4) 市主催の会議の場合、原則 Cisco 社の Webex Meetings を使用します。
- 5) 自宅等、外部からの接続に際しては、自身の機器と通信環境を御利用ください。  
会議室で出席される場合は、市で機器・通信環境を用意します。

### 事前準備

会議に参加するためには、①スマートフォンまたはタブレットからの参加、②PCからの参加の2通りがあります。

- 1) スマートフォンまたはタブレットでの参加

アプリのダウンロードが必須となります。

「Webex Meetings」アプリのダウンロードをお願いします。（無料）

- 2) PCでの参加

Webex の HP より、Webex Meetings のデスクトップアプリをダウンロードし、インストールしてください。（<https://www.webex.com/ja/downloads.html>）

（Webブラウザでの参加も可能です。初回に「プラグイン」のインストールの表示が出た場合は、表示に従いインストールしてください）

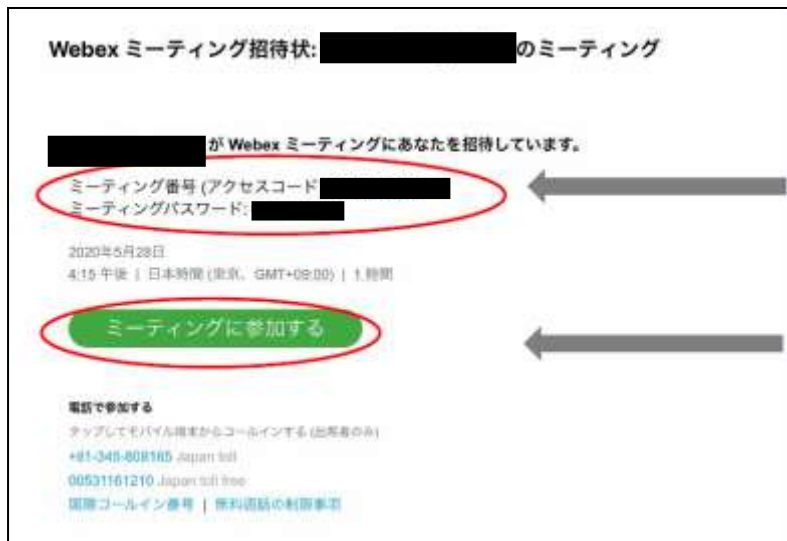
※参加するだけであれば、サインイン（ユーザー登録）は不要ですが、しておくとな名前やメールアドレスを都度入力する手間がなくなります。どちらでも結構です。



## 会議招待

1) 事務局（市）より、事前に伺っているメールアドレスに招待メールが送られます。

### 【メール画面イメージ】



ミーティング番号とミーティングパスワードがメール内に表示されています。

「ミーティングに参加する」を選択すると、会議に参加できます。

●メールより、「ミーティングに参加する」をクリック

または、

●アプリを開き、「参加」→「ミーティング番号」入力→「ミーティングパスワード」入力してください。

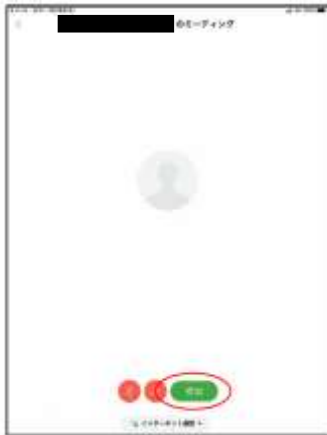
●サインイン(ユーザ登録)していない場合は、メールアドレス(招待されたアドレス)と、お名前(会議で表示させる名前)の入力が求められるので入力してください。

### 【アプリ起動画面】



## 会議の参加

以下のミーティング参加画面が表示後、「参加」を選択し会議にすることができます。



## 基本的な操作

画面の下にメニューバーがあります。



○音声を最初にオンにしたときは「インターネット通話」を選択してください。

○映像を最初にオンにしたときは「自分のビデオを開始」を選択してください。

## その他注意事項

- ・ 委員以外の人物や映したくないものが映り込まないようにご注意ください。避けられない場合は、背景画像（仮想背景）の御使用等をお願いします。
- ・ 通信が途絶えた等の場合は、事務局へ連絡してください。
- ・ 個人情報や機密情報などは発言しないよう十分に御注意ください。
- ・ 委員以外の方と同席して参加することはお辞めください。
- ・ Web会議映像の録画・録音は原則禁止します。
- ・ 発言の際は、挙手し、委員長から指名された後、ミュートを解除して御発言ください。発言後は「発言は以上です」と伝えた上でミュートに切り替えてください。

# 小金井市Web会議システム利用ガイドライン

(令和2年6月30日制定)

(令和2年8月20日改訂)

(令和3年2月2日改訂)

このガイドラインは、令和3年2月1日よりWeb会議を本格実施するにあたり、Web会議システム（端末、インターネット接続ルータ）及びWeb会議システムツール（CISCO Webex Meetings）の利用について定める。

## 1 利用用途

業務以外の用途に用いてはならない。

## 2 Web会議システム及びWeb会議システムツールの利用

### (1) 利用用途

Web会議の用途は、庁内職員同士のリアルタイムでの情報共有、各種業務における関係者・関係団体との連絡調整、外部委員等を含む附属機関等の会議の遠隔実施等とする。

### (2) 適用範囲

(1)に掲げた用途においてWeb会議を開催あるいは外部の者が開催するWeb会議に参加をする小金井市職員全て及び本市が開催するWeb会議への小金井市職員以外の参加者に対して適用する。

### (3) 基本原則

#### ア 利用できる会議

附属機関等を含め、業務上必要と認められる会議で、本ガイドラインを参加者に遵守させることを前提として、Web会議の実施可否については、会議の対象者や運用方法などを勘案の上、各課において判断することとする。

なお、個人情報や秘密を要する議題を取り扱う会議など、センシティブな情報のやり取りがされる場合には、原則使用できないものとする。

#### イ 管理運用について

(ア) 市が開催するWeb会議で使用するシステムツールは、原則としてCisco社のWebex Meetingsとする。

- (イ) Web会議システムツールのアカウント管理は、原則、情報システム課が行い、各会議の運営については、会議を主催する主管課（事務局）が行う。
  - (ウ) 相手方が主催する会議については、ブラウザ上での参加、又は端末にインストール済みのアプリケーションを利用し、それ以外のシステムツールでの参加を求められた場合は事前に情報システム課へ相談すること。
  - (エ) 端末の利用場所は、庁舎及び市施設内での利用に限るものとし、職員以外が利用する際は、職員が立ち会うものとする。
  - (オ) Web会議システムの業務以外の私的利用については認めない。
  - (カ) 電子データを端末に保存する場合には、セキュアファイル交換サービスを利用する。なお、情報管理の徹底を図るため、返却前に端末で使用したデータは必ず削除すること。
  - (キ) Web会議への第三者の侵入や盗み見、情報漏洩など、外部からの攻撃があった場合は、直ちに所属長へ報告するとともに、情報システム課へ連絡すること。
  - (ク) 端末の盗難・紛失の際は、直ちに所属長へ報告するとともに、情報システム課へ連絡すること。
- ウ Web会議の開催・参加について
- (ア) Web会議へ参加するための情報が記載された招待メールは、事務局が直接参加者に送信する。会議参加のための情報は、ホームページやソーシャルメディア等には掲載しない。
  - (イ) Web会議への参加の承認はその都度事務局が行い、会議参加予定者以外の参加は認めない。会議参加予定者とは、参加する会議において意見表明を行う者であり、いわゆる傍聴者はこれに含めない。
  - (ウ) Web会議に参加する相手方については、自身の機器と通信環境を使うことを前提とする。
  - (エ) Web会議の映像を撮影したり、音声を録音することは、原則禁止する。ただし、エ(イ)に定める会議録作成のため、事務局が行う撮影・録音の可否については各会議体の中で判断し決定すること。なお、その場合の映像及び音声については保存文書とはせず、不要となった時点で速やかに破棄すること。

- (オ) W e b会議開催の際、なりすまし被害防止のため、会議開催時点で参加者の本人確認を実施した上で会議を開始する。
- (カ) 接続障害により会議が開催できない場合、別の手段で連絡できる手段を確保しておく。
- (キ) 会議における細かい運用方法については、各会議で確認した上で実施する。判断に迷う場合には、事前に企画政策課へ相談すること。
- (ク) 会議参加の際は、個人情報や機密情報が意図せず画面に映りこむことのないように配慮する。また、人に聞かれるようなところからの参加は避けることとし、録音録画される可能性があることを意識して会議に参加する。
- (ケ) 傍聴については、庁舎及び市施設内において傍聴席を設け、W e b上で行われる会議の映像・音声をプロジェクター投影などにより視聴可能とした場合に限り可とする。ホームページやソーシャルメディア上で視聴可能とすることは、個人情報及び肖像権保護の観点から認めない。

## エ 会議の取扱い

### (ア) 出席の取扱い

W e b会議システムによる出席は、当該会議における出席に含めるものとする。映像を送受信できない場合であっても、音声が届やかに他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明を出席者相互で行うことができるときは出席とみなす。

### (イ) 会議録の取扱い

会議録は書面で作成する。また、会議録の開催場所は「W e b会議」と記載する。

### (ウ) 規定の整備

各会議に係る設置条例・要綱等において、対面開催の規定の有無など、W e b会議の利用可否を確認した上で利用する。

## オ その他の利用

市民向けイベント等でW e b会議ツールを利用する場合については、本ガイドラインに沿うよう適切に対応すること。

地方創生臨時交付金は、国の施策ではカバーし切れない、地域の実情に応じた取組の財源に充てていただくためのものであり、国の施策と組み合わせながら有効活用してください。また、本表は問合せの多かった事業等で活用が可能な地方単独事業をまとめたものであり、臨時交付金の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

## 感染症対応や雇用維持、事業継続等に関する事業の例

### ◆ 感染症対応等

- ・ 感染拡大防止のための情報発信支援
- ・ 感染疑い者に対する外来受診時の交通手段の提供支援
- ・ 宿泊施設への自主的避難に対する支援
- ・ 感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当等
- ・ 感染の有無に関する検査（行政検査等として国が補助する場合を除く）
- ・ 飲食店の第三者認証制度の普及に向けた支援
- ・ ワクチン・治療薬の研究開発
- ・ ワクチン接種促進のための体制整備等
- ・ ワクチン検査・検査パッケージの運営支援
- ・ インフルエンザワクチンの接種促進に向けた支援
- ・ 病院施設等における感染症対策への支援

### ◆ 雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等

- ・ 失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等の雇用創出支援
- ・ 内定取消等に対応した雇用相談センターの設置
- ・ 在留外国人労働者等に対する雇用維持支援
- ・ 障がい者、保護観察対象者等の就労継続支援
- ・ 子育て世帯、家計急変学生・生徒、生活困窮者に対する給付金
- ・ 住まい確保困窮者に対する支援
- ・ 住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
- ・ 生活者に対する灯油等燃料費高騰の負担軽減

### ◆ 事業継続等

- ・ 事業者（トラック輸送、内航海運、施設園芸、漁業等）に対する燃料費高騰の負担軽減（価格を転嫁した場合の影響緩和を含む）
- ・ 休業要請に伴う協力金等
- ・ 売上減の事業者に対する給付金
- ・ 中小企業等への金融支援（利子補給、保証料補助等）
- ・ テナント・不動産オーナーに対する家賃支援
- ・ 建機、車両等、事業用資産の固定費支援
- ・ 事業者に対する公共料金補助、上下水道料金の負担軽減
- ・ 公益法人等に対する活動継続支援
- ・ 公共施設の指定管理者等への協力金や再開に向けた支援

### （観光）

- ・ 観光資源、観光関連産業（お土産物屋等）に対する経営支援
- ・ 宿泊事業者・旅行業者の事業継続・再開支援
- ・ 地域の旅館・ホテルや観光施設のリバイバルプランの策定支援
- ・ 観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する事業継続・再開支援

### （地域公共交通）

- ・ 鉄道・バス・旅客船・航空など地域公共交通の維持・確保支援
- ・ 地域のタクシー事業者やコミュニティバスに対する経営支援
- ・ 鉄道・バス・旅客船など地域公共交通のリバイバルプラン策定支援
- ・ 地方空港・港湾の機能の維持・確保支援

### （配送物流）

- ・ 地域の物流の維持・確保支援
- ・ タクシー等の飲食物等の配達代行者に対する支援

### （教育）

- ・ 公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
- ・ スクールバス事業者、学校給食関連事業者に対する経営支援
- ・ 臨時休業に伴う給食、修学旅行等のキャンセル代、感染症対策等の支援
- ・ 私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援、低所得世帯の学びを支えるための就学援助
- ・ 特別支援学校の給食費の利用料の返還支援

### （文化・スポーツ・生活）

- ・ 文化芸術・スポーツ団体等やフリーランスの活動継続・再開支援
- ・ 自粛要請に応じた文化芸術・スポーツ関係者への協力金
- ・ 文化・スポーツ施設や式典施設（結婚式場等）、自然体験施設等に対する経営支援
- ・ 公立社会体育施設・文化施設等における使用料の減免等の支援
- ・ 医薬類似行為（あはき業等）を行う事業者に対する経営支援

### （農林水産）

- ・ 自粛要請等で出荷できない農産物・水産物・畜産品・花き・木材等の国内外の新たな販路拡大等の経営継続に向けた取組支援
- ・ 外国人技能実習生の来日遅延などに対応した農業・漁業分野等における人材の育成・確保支援
- ・ 農作物の次期作に必要な種苗購入等支援
- ・ 農畜水産物等の価格下落により減収した農家等に対する支援
- ・ 滞留する原木・水産物の保管等支援

※ 上記の事業の例はいずれも新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等、新型コロナウイルス感染症への対応として実施される事業に限ります。

## 「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開等に関する事業の例

### ◆ 社会的な環境の整備

- （3密対策を実施したより快適な空間の創造）
- ・ 観光・飲食施設、医療機関、公共交通機関（車両・待合所）等の3密対策支援
- ・ 公園や社会教育施設、文化・スポーツ施設等における感染防止対策支援
- ・ 夏季開校に向けた教室・体育館・給食施設等の空調設備の整備支援
- ・ 私立幼稚園や認定こども園における空調換気設備整備
- ・ 濃厚接触者追跡アプリの導入支援

### （キャッシュレス決済の普及推進及びデータの利活用）

- ・ 観光・文化・スポーツ施設、公共交通におけるキャッシュレス導入
- ・ 地域の仮想通貨等の導入支援

### （行政手続のオンライン化・電子処理化、ネット発信の強化）

- ・ 行政手続のスマート化、行政事務のデジタル化の推進
- ・ デジタル機器・サービスに不慣れな住民へのオンライン行政手続等の利用支援
- ・ 電子図書館サービスやオンライン健康相談サービスの導入
- ・ マイナポイントの上乗せ等によるマイナンバーカードの普及促進

### （新型コロナ感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築）

- ・ 避難所における物資調達や避難情報アプリ導入等の感染症対策支援
- ・ 宿泊施設や研修所等の避難所としての活用支援

### ◆ 新たな暮らしのスタイルの確立

#### （新たな時代に相応しい教育の実現）

- ・ オンライン・遠隔教育のための人材育成、教材、機材、通信費等支援
- ・ 高等学校等におけるPC・タブレット端末、LTE通信機器等の導入支援
- ・ 教員等の追加配置や人材マッチング支援
- ・ 医療的ケアのための看護師やスクールカウンセラー等の配置、SNS相談体制構築等の支援
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する学習支援・教育相談等の支援

#### （オンライン診療等の推進）

- ・ オンライン診療・服薬指導のための通信インフラや配送インフラ等の整備支援
- ・ オンライン化に伴うシステム等のアドバイスをITコーディネーターの利用支援
- ・ オンラインによる高齢者の在宅での介護予防への取組み支援

#### （文化・スポーツ・生活等の新たな発信の推進）

- ・ 「新しい生活様式」下での文化・スポーツイベント、ライブ・エンターテインメントの開催支援
- ・ 「新しい生活様式」下での結婚式等の冠婚葬祭の開催支援
- ・ 子ども文化芸術体験・運動機会や部活動の発表の場の確保支援
- ・ 放送コンテンツの海外展開支援
- ・ 町内会等に対するデジタル化支援

#### （都市と地域の両方で働く・楽しむライフスタイルの開拓）

- ・ ワークションや人材マッチング等の新たな地域移住等の需要の取り込み支援
- ・ テレワークの導入、テレワーク用サテライトオフィスの整備支援
- ・ 地方の研究機関の研究設備等の遠隔化・自動化支援

#### （ひとり親家庭、単身高齢者などへの新しいつながりの創出）

- ・ NPO等による失職者等の雇入れや子ども等の居場所づくりの取組支援
- ・ 移動販売等の外出できない高齢者等のケアに必要な物流整備支援
- ・ フードバンクや食品関連事業者等による食品ロス削減等の取組支援
- ・ オンライン相談等のDV被害者支援の取組支援

#### （MaaSなどを取り込んだ新たな地域交通体系の整備）

- ・ MaaSなどを活用した交通サービスの提供支援
- ・ 自動走行等の社会実装支援

### ◆ 新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進

#### （新技術を活用した地域内物流の効率化など物流基盤の整備）

- ・ 倉庫のICTによる自動化等の物流効率化支援
- ・ 非接触・非対面の輸送等のためのドローン・「空飛ぶクルマ」開発・活用支援
- ・ 飲食店・利用者・宅配事業者を結びつけるアプリ支援

#### （「新しい旅行スタイル」の環境整備や新たな観光ビジネス展開の促進）

- ・ 観光・文化・スポーツ施設等の予約・来館者登録システムの導入支援
- ・ レンタルサイクルの拡充や自転車観光の推進
- ・ 宿泊・飲食業・タクシーによるテイクアウト・配送事業の推進

#### （3密対策や新商品と連動した誘導型の商品券・旅行券の発行）

- ・ 旅行・宿泊商品の割引支援等による地域内の観光需要の喚起支援
- ・ 地域の飲食店等を応援するためのプレミアム商品券の発行支援

#### （農林水産業及び食料産業への新たな投資促進・労働力確保）

- ・ 農業・漁業分野等における人材確保・育成や輸出・事業転換等の支援
- ・ 地元農産物を利用した6次産業化商品の開発支援
- ・ 食品関連イベントなど農林漁業者・食品事業者のマッチング支援
- ・ スマート農業や食品流通事業者・卸売市場開設者等の省人化支援

#### （地域牽引企業群の形成・事業再生等を通じた事業構造改革の推進）

- ・ 地域企業群とスタートアップ人材・企業の連携支援
- ・ 廃業危機にある事業者と創業者希望者とのマッチング支援
- ・ 事業者の研究開発、製品の品質向上への取組支援
- ・ 中小企業の生産性向上、販路開拓支援

#### （地域商社・DMO・ローカルベンチャーを通じた地域経済力の強化）

- ・ 地域商社等の形で、地域内外の人材が協創する場の創設・創業支援
- ・ 地域デザインプロデューサーの育成、地域産品の販路拡大支援